

第2回検討会に向けての論点整理(各論部分)

I. システムの機能についての主要論点について

(論点1) 届出取消・取消処理等

〈「取消」に関する基本要件の記載(案)〉

「中核市(ひな型)」	No126【上書き修正】 全ての項目について履歴を残さない上書き修正ができること。また、修正内容によって住基ネットへの連携を制御できること。
------------	---

標準仕様書 (案) 作成に向けて	【履歴の保存】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 履歴については、誤記等も含め全て残すこと。 ○ システム内のデータベース上も履歴が残らなくなる取消機能は、実装すべきではない。 ○ 住民票(原票)と住民の写し等(証明書)については、分けて考えるべき。居住関係の公証として証明書に記載する事項としては、事務的な誤記のようなものは、一般的な証明書交付手続上、住民に求められていないのではないか。 ○ 情報連携が進めば進むほど瞬時に情報が共有されることとなるため、取消処理について、そのタイミング・範囲について整理する必要があるのではないか。 ○ 住民基本台帳法上、各記載事項に係る過去の情報(履歴)は、住民票の写し等の公証対象として想定されていない。ただし、住民等の要請を受けて市町村長の判断により、履歴を含め公証することがある。また、情報公開請求等によって履歴情報を開示することがあるとすれば、その場合の対応に配慮した仕様とする必要があるのではないか。
------------------------	---

標準仕様書 (案) の文言例	【履歴の保存】 <ul style="list-style-type: none"> ・磁気ディスクによって住民票の原票を調製している場合、一旦、磁気ディスクに記録された記載事項に係る修正等の異動については、原票上は全て、異動事由とともに履歴として保存されること。 ・住民票の写しの交付等請求の際には、住民票の原票の記載事項の異動履歴については、異動事由に応じて自動的に出力の有無が仕分けられること。ただし、住民から特別の求めがあった場合等に備え、自動的に仕分けられた出力の有無と異なる出力もできるようにすること。
----------------------	--

(根拠)

住民記録システムにおいて、誤記に伴う修正を行い、それに伴う操作履歴を抹消等してしまうことは、住民記録情報の正確性・整合性確保等の観点において、適切ではない(住民基本台帳法上、住民票の

記載事項に係る修正は、職権修正のみ)。また、現在の住民記録システムにおける異動情報には、庁内の宛名システムや住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムとの連携により、庁内及び庁外に発信・連携される情報があり、仮に誤記に伴う職権修正を行った場合に、後日、他部局及び他機関から照会等があった場合には、当該事実について、適切に対応しなければならない。

他方、住民に対して証明する履歴(住民票の写し等で記載する証明事項の履歴)は別に考えるべきである。住民票の原票に記載されている履歴＝住民票の写し等に記載されている履歴という考え方は、電算化以前からの運用(紙による住民基本台帳の運用)を踏襲したものであることから、住民記録システムの原票上の履歴と、住民票の写し等で記載する証明事項の履歴とは分けて考え、住民票原票の履歴が全て記録される仕様であっても、どの履歴情報を住民票の写し等に記載するかを選択できる機能を有することとする。

(論点2) エラー表示

〈「エラー」に関する基本要件〉

「中核市(ひな型)」	No5: 共通【入力エラー】 入力必須項目や形式の整合性チェック(日付の不正やチェックデジット等)を行い、エラー時は、原因となったエラー項目と理由・対応方法を明示すること。
	No64: 異動共通【異動日設定】 異動日は空欄で初期表示できること。転出以外の異動を未来日で入力又は異動前の住定日より遡る日付の場合、エラー表示すること。
	No86: 転出取消【異動条件】 全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。一部の場合は対象者を選択できること。ただし、転出確定済みの場合はエラーメッセージを表示すること。
	No197: CS 連携【整合性確認】 CS側の情報との整合性を、定期的に確認することができ、不整合についてはエラーリストを出力することができること。



標準仕様書 (案) 作成に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ○ エラー及びアラート機能については、基本的に必須とする。エラーは論理上のもの、アラートは操作上の工夫と定義し、自治体によって様々に実装されてきたフルプルーフやフェイルセーフ機能を踏まえ、選択する。 ○ エラー及びアラート機能については、画面表示方法自体はベンダの創意工夫の領域であり、作成・出力してはいけないデータ、その際に注意が必要なデータを標準化し、それに対応する機能を備えるように標準仕様書を作成する。 ○ A市のエラー及びアラート機能について、準構成員のベンダ7社に実装可否や代替案を調査し、それを基にした事務局案をたたき台として検討する。幅広い項目を集めるため、ベンダから収集した追加項目については、再度ベンダに実装可否を意見照会する。
------------------------	--

※参考資料3に、エラーチェック・アラートに関するベンダ照会結果集計を記す。

標準仕様書 (案) の文言例	<p>【エラー・アラートの表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等(少なくとも別紙記載のもの)は、エラーとして抑止すること。 ・論理的には成立するが特に注意を要する入力等(少なくとも別紙記載のもの)は、アラートとして注意喚起すること。 <p>※エラー: 論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定できないもの。</p> <p>※アラート: 論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エラー・アラートとする場合は、原因となったエラー・アラート項目と理由・対応方法を入力者に適切に伝えること。
----------------------	---

	(なお、具体的なエラーメッセージの文言やそれを表示する場面等、エラー・アラートをシステム入力者等に伝える方法については、標準仕様として規定しない。)
--	--

(根 拠)

主な意見にもあるとおり、エラー及びアラートは分けて考えるべきである。標準化に当たっては、論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等を抑止するためのものをエラー、論理的には成立するが特に注意を要する入力等に注意喚起するものをアラートとし、その両方について、抑止・注意喚起すべき場面を整理して、標準仕様書に盛り込む。

例えば、住民基本台帳法制上、転出届以外の届出において将来の日付による異動はあり得ないことから、これらについてはエラーとして標準化する。しかし、そのエラーをシステム入力者等に伝える方法については、画面遷移の体系や入力確認の方法等によっても異なるため、標準仕様として規定する必要はない。

(論点3) 改製関係

〈検討方向〉

〈「改製」に関する基本要件〉

「中核市(ひな型)」	No9:住民票改製【改製条件】 任意のタイミングで改製ができること。また、特別養子縁組や性別変更等で自動改製されること。
	No55:証明発行【改製原住民票の写し】 個人票様式で発行でき、備考欄に改製理由を記載できること。
	No150:バッチ【除票5年経過廃棄】 5年経過した住民票除票および改製原住民票について廃棄したもものとして証明等発行を制限すること。また、年数は変更できること。

標準仕様書 (案) 作成に向けて	<ul style="list-style-type: none">○ 住民票原票を磁気ディスクにおいて管理している状況においては、データ保有量は裁量であることから、極力改製を行うタイミングが少ない運用が望ましい。○ 改製は住民票原票に対する概念であり、改製が行われた場合は、住民票の除票として、(概念上)除票簿に保管される。○ 改製が行われる主な場面としては、住民票記載事項の特定の項目が満欄になった場合が考えられるが、標準化に当たって費用面・技術面からの負荷がない場合には、証明事項ごとの欄数の上限をなくすことで、満欄による改製については、実質的になくすことができるのではないか。○ 住民基本台帳法上、備考欄は証明事項になっていないため、備考に履歴を残す方式を採用する場合、基本的には当該欄に記載されている情報は、写しによる証明の対象外となる。○ 住民票の写し等において、備考欄以外の個々の記載事項に過去の履歴を記載する場合も、証明書に記載する履歴と記載しない履歴を区分する機能を設けることで、改製を行わずに見やすさや住民の利益を確保することができるのではないか。○ 住民基本台帳法令上、市町村長の判断によって改製を行うことは認められるため、特別なケースに備えて、任意のタイミングで改製を行うことができる機能は標準仕様書に盛り込むことが望ましいのではないか。
------------------------	--

<p>標準仕様書 (案) の文言例</p>	<p>(個人票／世帯票にかかわらず)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票原票は、任意のタイミングで改製ができること。 ・住民票原票は、自動改製を行わないこと。 ・住民票原票は、欄数の上限を設けず、満欄による改製はないようにすること。 <p>なお、以下の論点については、住民票原票の改製をどのように行うかと論理的に一致する必要のない論点であり、この「(論点3)改製関係」とは別に、今後、検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し等の証明書における履歴の記載について (例:住民票の写し等の証明書に、そもそも履歴を記載するかどうか／住民票の写し等の証明書に履歴を表示する場合、特別養子縁組や性別変更に伴う履歴を記載するかどうか／住民票の写し等の証明書に住所の履歴を表示する場合、何回前の履歴まで記載するか／住民票の写し等の証明書に履歴を表示する場合、履歴を各項目欄の中に記載するか別の項目欄を設けて記載するか) ・システム上のデータの持ち方について (例:「住所」のデータ項目の中で履歴データを管理するか／別に「履歴」のデータ項目を設けて管理するか)
-------------------------------	--

(根拠)

「(論点1)届出取消・取消処理等」の整理のとおり、磁気ディスクによって住民票の原票を調製している場合、一度磁気ディスクに格納された証明事項等の記載及びその修正については、原票上は全て履歴として保存されるべきである。

履歴が満欄になった場合、改製を行う自治体があるが、磁気ディスクにおいて住民票原票を管理する場合は、システム上の費用等の課題がない場合は、欄数の上限を設けず、満欄による自動改製はないようにする。

また、住民票の写しに記載する履歴が多すぎることを避けるため自動改製を行う自治体や、住民票の写しに記載しない方が住民ニーズにかなう履歴があることから自動改製を行う自治体があるが、住民票の写し等において履歴の表示が制度上想定されていないこと、仮に自治体が履歴を証明する場合も、住民基本台帳(住民票原票)の履歴と住民票の写しに記載される履歴は一致する必要はないことから、住民票原票については、満欄による改製等の自動改製を行わないこととする。

その一方で、住民票の写しに記載する履歴が多すぎることを避けるというニーズや、住民票の写しに記載しない方が住民ニーズにかなう履歴があるというニーズについては、住民票原票の記載事項から、住民票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書に履歴を記載する修正と記載しない修正を区分できる機能を設けることで対応する。(この論点については、「改製」とは別の論点であるため、この「(論点3)改製関係」とは別に、今後、検討を行い、来年夏に公表予定の住民記録システム標準仕様書に盛り

込む。)

ただし、住民基本台帳法施行令において想定されている市町村長の判断による改製の可能性を確保するため、任意改製の機能は必要と考えられる。

また、情報が更新される都度、改製する場合は、標準化に当たって、どの記載事項についてその対象とするかを選定する必要がある。

標準案の作成にあたっては、構成員自治体に自動改製の要否とその理由、必要な場面等を調査し、いただいた回答を以下のように整理し、標準案作成の参考とした。

<自動改製が必要だというご意見>

ご意見の区分	自動改製が必要と考える理由	事務局整理
<p><欄が足りない、満欄自動改製をしないと見づらいという意見></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転居や氏名変更を繰り返すことにより、住民票の記載欄が足りなくなるため。 ・住民票で各欄が満欄となったとき。(追加記載が出来ない場合) (基本、住民票には最新情報のみ表記しており、履歴情報が必要な場合でも、2回前後の情報でほぼ対応が可能である。それ以前の情報は、戸籍及び戸籍の附票で対応が可能であるため住民票で多くの履歴情報を表記する必要は無いと思われるため。) ・住民への判り易さ、伝わり易さ、見易さの理由から、一定程度で満欄自動改製が望ましいと考えます。 ・住民票の写しの交付において、氏名、住所等記載事項の履歴を含んで発行する際、紙幅の都合上住民票の改製が必要となるため。ただし、今般のシステム仕様の共同化において、履歴事項の表示方法が証明書の別葉として作成される仕組みが導入される(転出証明書における「外国人の通称に関する事項」のイメージ)のであれば、不要になる。 ・個人票は、各記載事項で行数が決められており、その行数を超えた際、自動的に改製する機能が必要。しかし、最新のものだけを証明書で出して、履歴はデータで残 	<p>事務局整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磁気ディスクにおいて住民票原票を管理する場合は、システム上の費用等の課題がない場合は、原票の記載欄について制限を設ける必要はない。 ・住民票の写し等において履歴の表示が制度上想定されていないことから、履歴の数は問題にならない。 ・仮に自治体が履歴を証明する場合も、住民基本台帳(住民票原票)の履歴と住民票の写しに記載される履歴は一致する必要はないことから、個々の履歴について、証明書に記載するものとそうでないものを区分できる機能があれば、証明書の見やすさには影響しない。

	すとの考えになれば、自動改製は必要ないかもしれない。	
＜過去の履歴を見えなくすることが望まれる場合があるという意見＞	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養子縁組など過去の履歴を見えなくすることが望まれる時にあっても良い機能。 ・性別の修正は、誤記、裁判による変更、出生時の性別不明からの判明による修正に限られる。性別欄の記載段数を2段にすれば、自動改製が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し等において履歴の表示が制度上想定されていないことから、問題にならない。 ・仮に自治体が履歴を証明する場合も、住民基本台帳(住民票原票)の履歴と住民票の写しに記載される履歴は一致する必要はないことから、個々の履歴について、証明書に記載するものとそうでないものを区分できる機能があれば、住民票の写しに記載しない方が住民ニーズにかなう履歴があるというニーズに対応できる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・職員スキルに関わらず、統一した運用(改製)を行うため。(台帳整理の取り決めに明確にするため) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票原票については、以上のように自動改製は不要である。 ・住民票の写し等の証明書における履歴記載をどのように行うか(自動で記載/不記載の仕分けを行い、職員スキルにかかわらず、統一した運用を行うことを含む。)は、別の論点であり、今後、この論点とは別のところで検討を行う。

＜自動改製は不要だというご意見＞

ご意見の区分	自動改製が不要と考える理由	事務局整理
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の改製履歴の数にもよるが、数が多ければ手数料に直結するため。(※各記載事項の欄数の上限を無くすことが可能であれば、満欄による改製は不要になるという考え方の前提あり) 	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・当市ではパッケージシステムへ移行後4年の実績からも改製は1度もありません。(満欄による改製はPKGの標準機能で欄数上限に制限がない仕様のため)ただし、ベンダ移行時は必要と考えます。(この場合は任意と理解しています。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に欄数上限に制限がない仕様で運用されているパッケージがあるのであれば、満欄による改製は不要と整理できる。 ・ベンダ移行時は指摘のとおり任意改製で対応可能。

<自動改製が必要だと考える場面>

目的	自動改製が必要な場面	当該場面で自動改製が必要だと考える理由	事務局整理
見やすさ	住所	<ul style="list-style-type: none"> ・転居等で現住所欄が何行も列記されるよりも一定程度(多くても3回)で改製された方が見易い ・住所変更等の変更履歴が任意の数より多くなった場合に、変更履歴を新たな住民票に出力しないため 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し等において履歴の表示が制度上想定されていないことから、履歴の数は問題にならない。 ・仮に自治体が履歴を証明する場合も、住民基本台帳(住民票原票)の履歴と住民票の写しに記載される履歴は一致する必要はないことから、個々の履歴について、証明書に記載するものとそうでないものを区分できる機能があれば、証明書の見やすさには影響しない。
	世帯構成	世帯主が変わり、続き柄も変わる。また備考欄の追加がある。3回程度で改製が見易いと考えます。	
	戸籍届出	届出により、本籍・筆頭者が変更になり、備考欄の追加がある。改製された方が、見易い。	
業務の効率化・簡便化	住民票記載事項変更の回数がペンダ指定の回数を超えるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所等の変更を住民基本台帳システムに入力する際、入力者が改製の要否を判断することなく、異動情報を入力できることで、入力に係る作業時間を低減し、もって効率的な入力業務を遂行できることとなるため。 ・氏名、住所や本籍等、住民異動情報の入力事項は多岐にわたり、そのすべての変更履歴を踏まえて任意改製を行うとすると、入力業務が複雑化するため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票原票については、以上のように自動改製は不要である。 ・住民票の写し等の証明書における履歴記載をどのように行うか(自動で記載/不記載の仕分けを行い、仕分けの作業時間を低減することを含む。)は、別の論点であり、今後、この論点とは別のところで検討を行う。
	転居、氏名変更	記載欄が足りなくなることで、過去の住所等証明が必要な事項を発行できないことを防ぐため、自動改製を行い、記録の抹消を防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・磁気ディスクにおいて住民票原票を管理する場合は、システム上の費用等の課題がない場合は、原票の記載欄について制限を設ける必要はない。 ・住民票の写し等において履歴の表示が制度上想定されていないことから、履歴の数は問題にならない。

目的	自動改製が 必要な場面	当該場面で自動改製が必要だと考 える理由	事務局整理
			<ul style="list-style-type: none"> ・仮に自治体が履歴を証明する場合も、住民基本台帳（住民票原票）の履歴と住民票の写しに記載される履歴は一致する必要はないことから、個々の履歴について、証明書に記載するものとそうでないものを区分できる機能があれば、証明書の見やすさには影響しない。
	個人票において異動履歴を記載する場合	履歴を記載した住民票が必要となった際、複数枚必要となる。住民が必要としている履歴が記載された住民票を発行するために、すべての項目の履歴を確認する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し等において履歴の表示が制度上想定されていないことから、履歴は問題にならない。 ・仮に自治体が履歴を証明する場合も、住民基本台帳（住民票原票）の履歴と住民票の写しに記載される履歴は一致する必要はないことから、個々の履歴について、証明書に記載するものとそうでないものを区分できる機能があれば、証明書の見やすさには影響しない。 ・住民票の写し等の証明書における履歴記載をどのように行うか（自動で記載／不記載の仕分けを行い、すべての項目の履歴を確認する必要がないようにすることを含む。）は、別の論点であり、今後、この論点とは別のところで検討を行う。
不要な履歴の出力を防ぐ	誤記による性別修正	事実に基づかないため、証明書には不要であるため。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し等において履歴の表示が制度上想定されていないことから、問題にならない。
	出生時性別不明から追完による修正	性別不明は一時的なことであり証明書に必要でないため。必要であれば改製原に残っているため。	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に自治体が履歴を証明する場合も、住民基本台帳（住民票原票）の履歴と住民票の写しに記載される履歴は一致する必要はな

目的	自動改製が 必要な場面	当該場面で自動改製が必要だと考 える理由	事務局整理
過去の履 歴を見えな くするこ とが望ま れる	裁判による 性別変更通 知	プライバシーを考慮。戸籍も改製を 行うため。 従前の性別を表示すべきではない ため。	いことから、個々の履歴につい て、証明書に記載するものとそう でないものを区分できる機能があ れば、証明書の見やすさには影 響しない。
	婚姻・離婚	氏等の変更履歴を新たな住民票に 出力しないため	
	転籍・入籍	本籍地等の変更履歴を新たな住民 票に出力しないため	
	特別養子縁 組	過去の履歴を見えなくすることが望 まれる時にあってもいい。	

(論点4) 除票関係

〈「除票」に関する基本要件〉

「中核市(ひな型)」	No52: 証明発行【転出予定】 異動日の前日又は転出確定まで残存世帯員とともに世帯連記式で出力できること。それ以降は除票とすること。
	No150: バッチ【除票5年経過廃棄】 5年経過した住民票除票および改製原住民票について廃棄したものとして証明等発行を制限すること。また、年数は変更できること。



標準仕様書 (案) 作成に向けて	<p>・住民票の写し等証明書は、交付の請求がなされたタイミングにおいて、紙様式として出力されるものであり、文書管理上、証明書(様式)が存在せず、また、住民票の原票についても、既にシステム化されている現状においては、住民票自体の様式も存在しないのではないかと。よって、仮に除票の写し等の交付請求がなされた際に、除票となった時点での当時のシステム画面や証明書様式で対応する必要は必ずしもなく、システム移行前のデータベースや出力システムを保持し続ける必要はないのではないかと。</p> <p>(仮に、除票の写し等の交付請求対象が、システム移行前のものであった場合に、現行のシステム及び様式にて出力できるようなデータ移行やシステム構築がかえって費用面において増嵩する場合は、システム移行前のデータベースや出力システムを保持し続ける方法を選択することもあり得るが、その点に関しては、よりコストの低い方法をベンダに調査し、その結果を踏まえて標準案を示す。)</p>
------------------------	--

標準仕様書 (案) の文言例	<p>【除票の証明書様式】</p> <p>・コストの低い方法をベンダに調査し、調査結果を踏まえて標準案を示す。</p>
----------------------	---

(根拠)

現行法令上、住民票の除票が150年保存とされている以上、過去のシステム等を保有し続けることは、将来に渡り市町村の大きな負担となり、そもそも、デジタル社会において、効率的な運営とはいえない。

また、住民基本台帳の電算化を実施した時点で、既に除票となった時点での様式を出力することは不可能となっており、住民基本台帳法における住民票の写し等の交付制度上も、公証することとされているものは、記載事項のみである。

一方で、システム整備上、旧データの移行や旧システムの保有・管理等に係る費用の観点から、市区町村の負担が低い方法が望ましい点もあり、ベンダへの照会、協議等によって、提案された標準案を参考とする必要がある。

(論点5) DV 関係

〈「DV」に関する基本要件〉

「中核市(ひな型)」	No6: 共通【支援措置対象者照会】 照会、異動時にDVストーカー支援者等の場合、注意を喚起するような画面設定を行うこと。
	No5: 共通【支援措置対象者管理】 支援措置の期間満了後も自動的に制御の解除は行わないこと。



標準仕様書 (案) 作成に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・A市程度の粒度の記載で統一する。 ・住民基本台帳データは全て磁気ディスクに管理されていることを踏まえ、住民基本台帳事務に必要な支援措置対象関連データについては、住民記録システム内で保管し、必要に応じて他のシステムに連携することが望ましい。 ・対象者に対する証明発行に際しては、適切に証明発行／異動を抑止する機能を持つ必要がある。
------------------------	---

標準仕様書 (案) の文言例	【DV等支援措置】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・DV等支援措置対象者は証明発行／異動を抑止することができる。 ・DV等支援措置対象者に対する抑止解除又は証明発行は特定の権限をもった職員又は係のみできる。 ・以下の項目がそれぞれ他のシステムに適切に連携されることを確保する。 			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>管理すべき項目</th> <th>連携先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>自治体システムデータ連携標準検討会等と連携して検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	管理すべき項目	連携先	
管理すべき項目	連携先			
	自治体システムデータ連携標準検討会等と連携して検討する。			

(根拠)

主な意見にもあるとおり、住民基本台帳としてのDV等支援措置は証明又は異動の抑止に限定して機能を標準化するのが適切と考える。庁内のデータ連携インタフェースの標準化も重要ではあるものの、自治体システム等標準化研究会ではなく、地域情報プラットフォーム等のデータ連携としての標準化の領域となることから、住民記録システム標準仕様書には、他システムと適切に連携すべきことを記載するが、管理すべき項目と連携先については、自治体システムデータ連携標準検討会等と連携して検討する。

DV等支援措置対象者の住所欄を非表示にするべきといった意見もあるが、庁内データ連携やEUC等、入力確認のための帳票を考慮すると、住民記録システムの画面上のみ住所欄を非表示とする仕様は抑止効果が低いため標準化の対象外とする。

Ⅱ. 標準化のニーズの高い様式・帳票について

◇ 住民票の写し・転出証明書

〈標準化に向けた方針〉

- 制度上は様式について特段の定めはない。そのため、様式の標準化の際には、既に共通化されている広域交付住民票や実際に自治体が採用している様式を参考に、標準の住民票の様式はどうあるべきかを検討する。(資料4参照)
- 自治体における行政のデジタル化という本検討会の目的を踏まえ、様式の検討に当たっては、OCR等の業務効率化につながる技術の活用や、QRコードなど住民票の新しい発行の仕方の普及を想定し、将来につながるものとする。
- 証明事項としての様式は原票のデータの持ち方や、職員が作業する際の画面とは分けて考える。
- 転出証明書における法令に定められていない項目(例:新世帯主や住所を定めた日)については、現に多くの市町村が設定し標準化することが必要な項目として合意形成がなされる項目についてのみ加えることとするが、原則として、標準様式に加える必要はないものとする。(資料4)。
※ 必要ある場合、本分科会において、どの項目が必要か、議論した上で決める必要がある。
- 住民基本台帳法施行令第6条の2において、「住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために住民票に記載することが必要であると認めるもの」については住民票の写しにも出力することが可能だが、これらの項目は法令上も市町村長ごとの判断に委ねられているため、記載する場合は個別に対応するものとし、標準システムには含めない。

Ⅲ. 各論点の決め方について

- I・IIの各論点について、全て本分科会で詰めるというよりも、別の場で詰めた方が良いものもあるのではないか。
- 例えば、
 - ・ べき論や使い勝手の観点よりも、費用面や技術面から検討すべきものについては、コストの低い方法をベンダに調査し、調査結果を踏まえて標準案を示す
 - ・ 作業量の多さから全て本分科会で一つ一つ決めていくことが現実的でないものについては、事務局と委託事業者において標準案を整理した上で、本分科会において承認する
 - ・ 自治体間で、べき論や使い勝手の観点から十分議論すべきものについては、本分科会で、標準案を議論し、決定することとし、その仕分けについての考え方を本分科会で整理することとしてはどうか。
- その場合、I・IIの各論点については、例えば、どのように仕分けるか。

〔参考〕 過去の検討会・分科会で出た関連する意見

I. システムの機能についての主要論点について

「(論点1) 届出取消・取消処理等」について

- システム内部において記録しておくものと、住民票の写し等各種証明書において証明事項として記載するものに分けて整理し、個別に取消機能の要否を検討すればよい。
- 履歴には、住民票に出す履歴と、システム上記録する履歴との2種類がある。基本的にシステムの履歴は残すべきだと思うが、住民票に履歴を出力すべきか、というと、そうでないものもある。
- 住基ネットは間違っていたらデータを消すが履歴を残すことで、データの積み重ねの正確性を証明していくというもの。修正内容を全て保管しているものと、証明として出力すべききれいな公表用ベースを両方用意するという方法もあり得る。間違った内容で証明が出力された履歴が残っていることは、それを信じた人にとって対抗要件になるため、履歴を残すことは重要
- 証明として出すべきものと、システム上、当時は間違った記録がなされていたという履歴の両方が残っているのがあるべき姿。一方、システム上の制約があり、その2つを分けて管理することが難しい。何を削除するのか、何を残すのか、制度上の範囲を示すことが必要。ベンダに既存のプログラムを全て書き直させるくらいの覚悟で今回検討する必要がある。ただし、理想のシステムを作る、又は買うということは現実的に難しいため、現状のシステムを基本に、運用上の対応の在り方も考える必要がある。
- 住民基本台帳については、住民票であるべき履歴と、実際に触った履歴の2種類だが、データ間の連携によって、他のシステムに誤ったデータが移動された際の処理はベンダごとに決まっている。システムとの連携を考えたときの影響は、自治体の業務内容、パッケージをいずれもあまり変えない処理をベンダに考えていただきたい。
- 完全に履歴を廃棄するという処理はいずれのシーンでも難しいので、現場にはそういった処理はできないと説明している。現行システムは回復の能力が高く、誤って死亡扱いにした場合は回復処理をかけて、連携する部分については自動では回復しないものもあるので、個別に確認して対応し、住民への説明責任も果たしている。
- 戸籍についてはセットアップ時の二重入力以外は必ず履歴を残し、誤りがあってもそれを住民に知らせるというスタンスなので、履歴を完全に削除できないという方針が固まれば、住基、国保、年金いずれも一律の形で扱うことになる。行政側が入力を誤ってはいけないという文化を定着させるべき。一方で、今後マイナポータルによっても、誤りが住民の目に触れるリスクは高くなると想定され、携わる職員の負担が重いという面もある。
- 証明書で履歴が出るというイメージはあまりない。住民基本台帳制度上、備考欄は証明事項になっていないが、改製機会の抑制の観点から、ベンダのパッケージ上、個々の履歴を備考欄に記載する運用になっているものがあり、住民の求めに応じて履歴情報を記載事項として証明しているのではないか。
- 通常の証明書であれば、履歴が積まれた一番上の情報が出るため、不要な情報が表にでることはないが、引越しや警察への届出を一枚の証明書で済まそうとする場合、備考欄に履歴等不要な情報が表示されることがある。通常、備考は個人のところにメモ帳をつけるという運用で、理由や履歴が全て備考欄に表示される運用にしているわけではない。

- 履歴の取消しについて、過去の履歴を修正した場合にデータがきちんと連携されない場合がある。他システムから連携の要望が出ることがあるが、そこまでのものは金額的に調達できないのが現状。
- 窓口の手続きで職員が処理を誤った場合の履歴についても、残す必要があるか、残す必要がある場合、操作ログとして残すのか、入力履歴として残すのか、証明書に出すのか等、議論する必要がある。
- トラブル発生時の原因の原因の切り分けに必要であり、このためにログ等の記録は全て残すべき。
- 取消処理の要・不要は、あるべき論なのか、カスタマイズしないという方向で広範なものを取り入れるのか、どちらの方向で決めるかが問われる。
- 虚偽の転入で取消を行う場合の処理についてどのように対応しているか。様式をみると、転入・転出が2段である自治体と、虚偽の転入のため、3段目を用意して、確定次第2段目に戻す自治体がある。
- 職員が誤記入した際の取り消しについて、履歴をすべて残すのは良いこと。取り消してしまえば、後で問題があった場合にどうしてそうなったかわからなくなる。
- 何かあった時の対応はスピード感が必要。窓口ではログよりも入力履歴を重視して何が起きたか判断している。
- 機能仕様書には、「取消」処理ができることが含まれていけばよい。履歴については、履歴を残すべき処理と軽微な修正の2つを残せばよいのではないか。
- 取消機能があるか、ないかの議論。履歴の議論ではない。
- 基礎自治体には、宛名を生み出す責任があり、住民票記載内容に関する履歴はすべて残す。また、誰が何を触ったのかログも非機能要件として残す。つまり、一つは、市の内部への影響として形跡を残す。二つ目として市民への説明責任として個人情報の管理が求められると考えている。
- 情報セキュリティマネジメント的な視点で、ログは間違っただけでも含めしかるべき証拠を残すためにシステム上に記録を残す。住民記録としては、議論の余地がある。
- 処理記録のログは、画面上ですぐに気づいて修正したものまですべて残している。
- 中核市「ひな型」No126の「上書き修正」機能については、標準仕様書の検討が一番難しい。No126は、いろいろな機能。変更すべきではない。しかし、住基ネットに何でも飛ばしてよいというものではないことから、広範な機能に使えるという意味ではあってもよい。
- 操作ログ、入力ログとも再現性を持つべき。

「(論点2) エラー表示」について

- エラー表示の仕方について、間違っただけ理由が表示される等、次のアクションにつながるようなエラー表示にしてほしいという希望がある。
- エラーとは何かを決めなければならない。操作性であれば統一しなくてもいい。操作性以外ではエラーの定義をしなければならない。エラーの認識が違えば論理判断ができない。細かくエラー表示をするのであれば、画面表示等まで標準化の範囲に含めなければならないことになる。
- エラー表示の目的はトラブルを起こさないことなので、過去にどの場所でのどのような誤入力が生じたかを過去の事例を参考に議論すべき。

- 標準化の目的は正しい住民記録システムができること。住民に証明として出してはいけないものを特定できればよい。エラーをどのような画面で表示するか等まで標準化しようとする、ベンダに全て任せることになってしまう。最後の出力の段階で、整合がとれるべき項目の特定くらいしか、標準化の議論の中ではできない。後はベンダが創意工夫で操作性を高めればよい話。
- エラーとアラートは分けて考えている。エラーとは、論理的にあってはならないこと、アラートとは使い勝手の工夫の部分と考えている。列挙して、共通知としてたくさん出すことが必要。(※一方で、エラーとアラートを同義で用いる団体もある。)
- 加点も必須として、標準仕様書に盛り込む前提でベンダに照会し、要求過多とならないかをまずは確認する。エラーはナレッジなので、ベンダもいろいろと持っていることも考えられる。

「(論点3) 改製関係」について

- 費用負担を抑えるという観点では、ベンダ間のシステム移行の際には、改製という手段をとることが適当ではないか。
- 証明書の交付は紙ベースなので、データベース以外の場所での制約が実際に問題になるのではないか。
- 証明を希望する利用者に証明したい情報を特定してもらい、その情報に絞って証明書を出すという発想をすれば、もっとよいデータ管理、証明の方法があるのではないか。
- 証明書を出す場合は各情報の最新のものだけを出せばよい。データを持つ数に制限をかけないことが技術上可能で、費用面の問題も生じないのであれば、そのようなシステムを標準とすれば改製の問題はなくなるのではないか。
- 過去のデータがあるので改製をしないのであれば、過去の異動履歴等を証明するためのデータを新しく作らなければならなくなる。改製と新規構築との作業・費用の負担の比較で考える必要がある。
- ベンダ間のシステム移行の際には改製という手段をとることが最も負担が小さい。改製せずにベンダを乗り換えようすると、過去の改製履歴を全て照合する等の負担が発生する可能性がある。
- 過去の改製履歴のデータを移さず、これから完全に新しく住民票のシステムを作るのであれば、改製の考えはない方が確実に楽。しかし、従来のシステムがベンダ間でかなり標準化されつつある中で、従来品にない、改製という概念を含まない新たなシステムを構築するとなると、作業・経費の負担が過大になるのではないか。
- 改製の概念をなくすのであれば、ベンダ間でテーブル構造まで統一しなければならない。既存の製品は、システム自体が標準化されつつあっても、テーブル構造や正規化の考え方は違う。
- 法律上、改製の概念が残ったままでも、各項目のデータ数に制限がなければ、欄が一杯になったから改製ということはなくなる。持てるデータの数にゆとりがある、もしくは無制限のものを作ることが費用的に可能であれば、満欄による改製は不要になるという考え方もできるのではないか。
- 標準を決めてしまえば、ベンダの負担を軽減できる。改製するのもしないのか、するなら何行、何回というところを決めたほうがいい。
- 改製は、段数より住民票のレイアウトに依存する。住民票のレイアウトが決まらないと議論が難しい。レイアウトによっては、段数を積み上げていけば満欄にならない可能性もある。

- 最終的には住民票の写しのレイアウトをここで決めるが、機能を決めることが優先。機能が決まれば、レイアウトも決まるのではないかな。
- 住民票に記載する際に、1ページに留める必要なければ改製の必要はない。
- もともと議論の発端は満欄による改製の負担にあったと思うが、自治体が導入しているシステムには通常改製がある。自動・任意はともかく改製機能は必須。
- 今後作成する分についてはあまり問題にならないが、既に改製されているもので、前の版の段数が新しく作るものより多い場合、データ移行でどのような問題が生じるか。以前の分の処理も併せて議論が必要。項目も版を重ねるごとに少なくなっており、検討の必要がある。
- 現行の業務では紙の時代の流れで改製をしているが、改製がない方が、お客様にとってはメリットがある。
- 国の情報公開条例の原則等法令の考えとしては、改製があればその当時のものを出すのが基本。しかし、紙から電算化した時に当時のものは一度無くなっているのだからこだわる必要があるのかという議論もある。

「(論点4) 除票関係」について

- 費用面については、過去の除票を最新の除票のレイアウトで出力するためには、データフォーマットの変更等により、費用が掛かるのではないかな。その一方、150年保存を考えれば、ペンを乗り換えるたびにレイアウトが変わり、古いレイアウトを150年間持ち続けることも、費用が掛かるのではないかな。
- 過去に作成された文書の情報公開と、過去の情報について交付する証明書とでは、出力すべきレイアウトの考え方は異なるのではないかな。
- 色々なパッケージを見たところ、備考欄や住所、名前等、各パラメータにデータを持てる上限数を設定し、満タムになったら改製するというのが基本的な流れ。そのため昔の住民票を今のシステムから出すのは至難の業なので、過去のものとは当時の形式で出力する方が現場の理解は得やすい。
- 国の情報公開法の考えでは、基本的に当時行政文書として保存しているものは、そのまま保存しているというスタンスであり、そのまま出すべき。しかし、紙から電算化したタイミングで本来の過去の様式はなくなっており、こだわらないという判断もありえる。自治体の法整備がバラバラの可能性もあるので、過去様式によって出して欲しいという要請があるか、ないかにもよるが、制約を設けず、ここで決めたほうがいい。
- 過去のレイアウトで除票を出すためにサブシステムを構築しなくてはならず、費用負担になっているというペンの意見もある。新しいデータ構造で新しいレイアウトで出す方が、コストがかかるということもある。

「(論点5) DV 関係」について

- DV支援措置については、証明書交付のための住民記録システムの機能にどのように抑制をかけるかという点に限定して議論すべきではないかな。
- ポップアップなのかどうか、どういう目印を使うか等については、操作性にも関わることから、標準仕様書において規定せず、ペんに委ねてもいいのではないかな。
- DV支援措置について、システム上で管理・連携している自治体とそうでない自治体があるが、標準化する際には、実装する必要があるのではないかな。

- DV 情報の管理について、標準仕様書においてはどの範囲まで(例:フラグだけ立てるか、支援措置申立書の内容を全て盛り込むか)住民記録システムの中で管理すべきと考えるか。
- 住基ではなくカスタマイズの多い税や福祉のシステムの中で、カスタマイズ部分全てに正しく情報が連携されていないというのが問題
- DV については今年度で既に十数件の漏洩が起きている。従前は住基担当課からの人的ミスがほとんどだったが、近年では、データ連携先での取得・管理が不十分であることから漏洩するという事案が増えており、DV に対する問題意識は住基ではなく市町村システム全体の連携等の課題
- DV 関係のとりまとめ課がないというのも問題で、多くのシステムに散らばる DV 情報をどこが横串に見るかがボトルネックになっている。そういう事故を防ぐためのシステムはどういうものかということを考えると細かい議論になってしまう。
- 住基システムに限定して DV の問題を考えるならば、論点は証明発行機能にどう抑制をかけるかという点のみ。住所異動していないが、DV によって避難してきている子供等をシステム上どう扱うか等にまで話を広げるなら、市で管理しているシステム全体にまで踏み込まなければならなくなるため、この場では証明発行のための住基システムの機能に限定し、画面上にどのように表示するか程度の話にとどめるべき。
- DV関係は、情報部門としてはカスタマイズの温床。連携のインタフェースが統一されていれば、機能は機能として持つことができ、落としどころとしてはいいのかなと思う。
- DVの問題はあちこちで議論されている。市町村間・市町村内の連絡に問題がなくても、都道府県で住所を持っている場合がある。そのときDV措置をどうするか。DV防止法は内閣府が所管していて、基本方針を作ることになっている。都道府県は必須、市町村は努力義務というのがDV支援法の体系。
- 共通基盤や統合宛名システムなどがあり、そこでDV機能を持っていた。ストーカー、反社会的勢力等、フラグを立てるべき属性は他にもあるので、DVに限る必要もない。フラグの原因が知る必要の無い職員や当事者に漏れないためにも、ぼかした名称とするのがよい。
- DV 情報には、DV支援法に基づくものと要支援者の機微情報の2つの性格がある。事務分掌が異なり、住基はDV支援法で、事務範囲ではないなど言われる。DV支援情報も要支援者の機微情報でも、標準機能として整理するには時間がかかりそうなので、基本的には住基に限れば住民票出力に抑止をかけるかの部分だけ検討すればよいのではないか。

Ⅱ. 標準化のニーズの高い様式・帳票について

◇ 住民票の写し・転出証明書

- 項目上の表記揺れについて、法令の書きぶりに合わせる必要が制度上あるのか。
- 消除については、届出と異動、転出と転入という二つの時間軸がある。過去転出の提出によって、その日のうちに消除をした場合、後から転出先から転入通知が来ると、転出と転入の日にずれが生じる。このようなケースにおける消除のタイミングは自治体によって異なると認識している。ベンダによって決まっている部分でもあるので、本検討会で整理する必要がある。当市では過去転出での消除日と転入通知に日程のずれが生じた場合は、転入通知の日を消除日とする。ただし、連携先のシステムに消除の情報が渡っている部分は全て自動で回復さ

せられる仕様にはなっていないので、紙で情報を担当課に回し、手入力で修正している。ただし手作業なので、どの程度正確に反映されているかは把握していない。

- 項目名に多少の差はあっても、法令で定められている項目はどの自治体も持っている認識している。
 - 事務局からはまずは日本人の原票を議論したい。日本人と外国人では最終的には出力項目が違うため、空欄を目立たせないためにも様式を分けたほうが良いと思う。
 - 個人番号という用語は、必要に応じて打ち出しているが、昨年度、マイナンバーという言葉の使用を推進する国からの文書を見た。市民の方も個人番号よりマイナンバーの方がなじみがある。法律的に正しい言葉と、市民が分かりやすい言葉では、後者を使う方がよい。
 - 標準仕様書で法定項目以外を規定してしまうと、当該項目を出力しない判断をした自治体の様式では空欄となってしまうため、システム側で項目を持ち、様式には含めない方がよい。
 - 転出証明は、全国統一の様式があるのでそれでよい。
 - 前住所地に転入した日が証明書上確認できることが重要。住所を定めた日が転出証明書に記載されていれば、転出予定日と実際の転入日が異なる場合も、転入元自治体に直接確認せずに転入の審査ができるので、転入を定めた日という項目があった方がよい。
- ⇒ 最終的には判断だと思うが、制度面ではいらないと思っている。転出証明書は直前の住所地で発行するものなので、どこにいたかは明らか。転出日の時点までを証明するものなので、その他の事項は転入届で書く内容。なくても適切に運用は可能だと思う。
- 法令で定められている項目はどの自治体も設定されており、項目名の表記揺れについては、必ずしも法令の書きぶりに合わせる必要はない。ただし、その場合でも、標準様式としては、項目名を定める必要がある。

Ⅲ. 各論点の決め方について

- 機能を精査して、こういう調達仕様書で良いですねというところまでやれば、べき論で詰めるべきか、ベンダに任せて OK かという決め方の判断基準ができてくる。事務方の別の検討会でべき論を詰めるのか、ベンダに任せるのか等、一度流れを作って、プロトタイプングしてみるということが重要。論点の決め方だけでも最後まで決めることが大事。
- 旧システムの改正原住民票の扱いは、例えば簡易なサブシステムにより閲覧・印刷を可能とする等ベンダ各社の考えを踏まえ検討すべきと考える。